

# 那須烏山市庁舎管理規則

令和4年1月4日  
那須烏山市規則第16号

## 目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 秩序の維持（第5条・第6条）
- 第3章 目的外使用（第7条－第9条）
- 第4章 一般管理（第10条－第14条）
- 第5章 防火管理（第15条－第17条）
- 第6章 災害時の措置及び災害発生への備え（第18条・第19条）
- 第7章 雑則（第20条）
- 附則

## 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、別に定めるもののほか、庁舎における秩序の維持及び災害の防止その他の庁舎の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この規則において「庁舎」とは、別表の庁舎区分の欄に掲げる建物及びその附属施設並びにその敷地で、市長の管理に属するものをいう。

（職員の責務）

**第3条** 職員は、庁舎が市民から管理することを信託された財産であることを認識し、不適切又は不注意により損害を生じさせることのないよう、常に細心の注意を払ってこれを管理し、又は使用しなければならない。

（庁舎管理者）

**第4条** 庁舎の管理のため、別表に定める庁舎管理者を置き、副市長がこれを総括する。

2 庁舎管理者は、その所管する庁舎において、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 秩序の維持に関すること。
- (2) 使用の規制に関すること。
- (3) 設備の保全に関すること。
- (4) 清掃及び整頓に関すること。
- (5) 災害、盗難等の予防及び防止に関すること。
- (6) 災害が発生した際の措置に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、庁舎の管理に関すること。

## 第2章 秩序の維持

（禁止行為）

**第5条** 何人も庁舎において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 庁舎又は庁舎内の施設、設備、立木等の破壊、損傷又は汚損
  - (2) 銃砲刀剣類、爆発物その他の危険物の持込み
  - (3) 正常な執務を妨げる面会、署名等の強要
  - (4) 金銭、物品等の寄附の強要又は押売り
  - (5) 大声を上げる等の著しく静穏を害する行為又は粗野若しくは乱暴な行為
  - (6) 個人又は多人数による示威行為又は居座る等の正常な執務の妨げとなる行為
  - (7) 正当な理由がない庁舎への立入り、長時間滞在又は徘徊
  - (8) 庁舎管理者が立入りを禁じた場所への正当な理由がない立入り
  - (9) テント、縄張り等の施設物の設置又は旗、幕、プラカード等の掲出
  - (10) 座込み、練り歩きその他通行の妨げとなる行為
  - (11) 前各号に定める行為を行うおそれがあると疑義を抱かれる行為
- 2 庁舎管理者は、前項各号に掲げる行為を行った者又は行おうとしている者の退去を命ずることができる。

(立入りの制限)

**第6条** 庁舎管理者は、庁舎の管理上必要と認めるときは、庁舎に立ち入ろうとする者に対し、その氏名及び立入りの目的を明らかにさせることができる。

- 2 庁舎管理者は、庁舎の管理のため必要があると認めるときは、その人数、時間及び場所を制限することができる。

### 第3章 目的外使用

(使用許可を必要とする行為)

**第7条** 庁舎において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による行政財産の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けなければならない。

- (1) 市の機関以外のものが集会の開催その他これに類する行為をすること。
- (2) 物品の販売、宣伝、勧誘又は寄附の募集その他これらに類する行為をすること。
- (3) 公用を目的とするもの以外の広告物等を掲示し、配布し、若しくは回覧し、又は公用を目的とするもの以外の看板、立札類を設置する行為をすること。
- (4) 仮設工作物の設置その他庁舎を一時的かつ特別に使用する行為をすること。
- (5) 旗、幕、プラカードその他これらに類するもの、拡声機、宣伝車等を所持し、又は持ち込む行為をすること。

(使用許可に係る手続、使用料等)

**第8条** 前条の規定による使用許可に係る手続については、那須烏山市行政財産使用許可事務取扱規程（平成22年3月那須烏山市規程第3号）の定めるところによる。

- 2 前条の規定による使用許可に係る使用料の納入及び減免については、那須烏山市行政財産使用料条例（平成22年3月那須烏山市条例第5号）及び那須烏山市行政財産使用料条例施行規則（平成22年3月那須烏山市規則第10号）の定めるところによる。

(使用許可の取消し等)

**第9条** 庁舎管理者は、使用許可を受け、庁舎を使用する者又は使用しようとする者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許可を取り消し、その行為の中止及び庁舎からの退去若しくは物件の撤去を命ずることができる。

- (1) 使用者が使用許可の内容又はこれに付した条件に違反する行為があると認めるとき。
- (2) 使用許可に係る箇所を市において使用する必要が生じたとき。
- (3) その他庁舎における秩序の維持若しくは災害の防止又は庁舎の適正な管理に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき。

2 前項の場合において、物件の撤去を命じられた使用者が当該物件を撤去しないときは、庁舎管理者は、職員に当該物件を撤去させることができる。この場合において、庁舎管理者は、当該撤去に要した費用を当該使用者に請求することができる。

#### 第4章 一般管理

(鍵の管理)

**第10条** 庁舎の鍵は、庁舎管理者、庁舎管理者の指定する者及び次条の規定により置く当直の勤務に服する者が管理するものとする。

(当直)

**第11条** 市長は、庁内設備等の保全、勤務時間外の文書の収受その他庁内取締りのため、次に掲げる庁舎に当直を置く。

- (1) 烏山庁舎
- (2) 南那須庁舎
- (3) 保健福祉センター

2 当直の勤務時間、人数その他必要な事項は、那須烏山市当直規程（平成17年10月那須烏山市規程第10号。以下「当直規程」という。）の定めるところによる。

(休日及び勤務時間外における庁舎への出入り)

**第12条** 那須烏山市の休日に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第2号）第2条に規定する市の休日（以下「休日」という。）又は勤務時間外に庁舎（当直を置かない庁舎を除く。）に出入りしようとする者は、当直規程第11条の規定により、当直者の指示に従うとともに、時間外庁舎出入簿に所要事項を記載しなければならない。

(事故の報告及び遺失物の届出)

**第13条** 庁舎において盗難、設備の破損等の事故の事実を知った者は、直ちに庁舎管理者に報告しその指示を受けなければならない。

2 庁舎において金銭、物品等の遺失物を拾得した者は、直ちに庁舎管理者又は当直者に届け出なければならない。

(損害の賠償)

**第14条** 故意又は重大な過失により、庁舎を著しく損傷し、又は汚損した者は、その損害を賠償しなければならない。

## 第5章 防火管理

(防火管理者の設置)

**第15条** 庁舎の火災予防のため、消防法（昭和23年法律第186号）第8条第1項の規定に基づき、次に掲げる庁舎に防火管理者を置く。

- (1) 烏山庁舎
- (2) 南那須庁舎
- (3) 保健福祉センター

2 防火管理者は、庁舎管理者をもって充てる。

(防火管理者の職務)

**第16条** 防火管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 消防計画の作成
- (2) 消火、通報及び避難訓練の実施
- (3) 消火用設備、施設等の点検及び整備
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (5) 前各号に掲げるもののほか、防火管理上必要な業務

2 前項に定めるもののほか、烏山庁舎の防火管理者は、他の庁舎の防火管理者の業務の執行を統括するものとする。

3 防火管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、防火管理の適正を期するよう努めなければならない。

(防火責任者の設置)

**第17条** 防火管理者の職務の執行を補助するため、事務室、施設等（以下「事務室等」という。）に防火責任者を置くことができる。

2 防火責任者は、防火管理者の指名する者をもって充てる。

## 第6章 災害時の措置及び災害発生への備え

(災害時の措置)

**第18条** 職員は、庁舎において、勤務時間中に災害が発生したときは、直ちに臨機の措置を取り、関係機関に通報するとともに、庁舎管理者に報告しその指示を受けなければならない。

(災害発生への備え)

**第19条** 職員は、消火用設備の所在及び使用方法を熟知するとともに、災害が発生した際に直ちに避難、誘導、救護等の措置を執ることができるよう備えておかななければならない。

2 前項に定めるもののほか、非常時の職員の服務については、那須烏山市職員服務規程（平成17年10月那須烏山市規程第8号）第14章の定めるところによる。

## 第7章 雑則

(その他)

第20条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第2条、第4条関係）

庁舎区分	庁舎管理者
烏山庁舎	総務課長
南那須庁舎	都市建設課長
保健福祉センター	福祉事務所長
水道庁舎	上下水道課長